

島情運第14号  
令和4年11月15日

島本町長 山田 紘平 様

島本町情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 有澤 知子



島本町個人情報保護制度の見直しについて（答申）

令和4年6月27日付島政政第377号で諮問のあった標記について、個人情報の保護に関する法律の改正による全国共通ルール化の趣旨を踏まえ、改正法の施行に関する本町条例の在り方について審議した。

ついては、下記のとおり意見を付して答申する。

記

1 基本理念について

個人情報の取扱いに関する基本理念については改正法に規定があり、全国共通ルール化に対応する法施行条例という本条例の趣旨を踏まえると、本条例に法と異なる理念を規定しないことは適当である。

2 手数料について

保有個人情報の開示請求をする場合の手数料は無料とし、写しの交付をするときは、現行制度と同様に、写しの作成及び送付に要する費用は開示請求者の負担とすることが適当である。

3 開示決定等の期限について

開示決定等の期限については、現行の取扱い、開示請求者の利益及び近隣自治体の動向を踏まえ、本条例において改正法よりも短く設定することが適当である。

4 訂正及び利用停止決定等の期限について

訂正及び利用停止決定等の期限については、開示決定等の場合と比較しても、より慎重な検討が必要となるため、改正法どおりの運用とすることが適当である。

#### 5 個人情報ファイル簿の作成等について

個人情報ファイル等については、改正法が対象としない情報に係る帳簿類を本町独自で作成するための事務的負担及び作成しないことによって住民に不利益が生じるとは考えにくいこと等を勘案すると、改正法どおりの運用とすることは適当である。

なお、改正法の施行に際しては、各実施機関の職員が個人情報保護の重要性について理解を深め、改正法及び本条例に基づき統一的に事務を処理することができるよう適切に内部研修等を実施していただきたい。

#### 6 島本町情報公開・個人情報保護運営審議会の存続について

国における個人情報保護委員会の権限強化を背景として、個人情報の取得、利用、提供等個別の事案に対する当審議会の類型的関与はなくなるが、今後、本町条例を改正する場合等、地域の代表者や有識者等で構成する当審議会が意見具申する意義は残ることから、存続が望ましい。